

議案第60号

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号を削り、同項第2号中「扶養親族等」を「所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)」に、「その扶養義務者」を「その者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項ただし書中「、前項第1号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし」を削り、「第2号」を「第1号」に、「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

令和4年11月25日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

所得制限を撤廃することにより、すべての妊産婦の心身の健康を保持するとともに、安定的な生活を確保し、子育てしやすい環境の充実を図るため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第60号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日(以下「届出日」という。)又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得(届出日の属する月が1月から6月までの者)にあっては、前々年の所得とする。以下同じ。)が<u>所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)</u>の有無及び</p>	<p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。</p> <p>(1) <u>妊産婦にあっては、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)</u>の前年の所得(妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が<u>所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)</u>の有無及び数に応じて、<u>児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に定める額(以下「基準額」という。)</u>以上である場合又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上である場合</p> <p>(2) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日(以下「届出日」という。)又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得(届出日の属する月が1月から6月までの者)にあっては、前々年の所得とする。以下同じ。)が<u>扶養親族等</u>の<u>有無及び</u></p>

数に応じて、7月1日(前々年の所得にあつては、前年の7月1日)現在における国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。)第46条第4項に定める額以上である場合又はその者の民法(明治29年法律第89号)第87条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上である場合

(2) (略)

- 2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第9項において準用する同条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)の合計額とする。ただし

数に応じて、7月1日(前々年の所得にあつては、前年の7月1日)現在における国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。)第46条第4項に定める額以上である場合又はその扶養義務者

で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上である場合

(3) (略)

- 2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第9項において準用する同条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)の合計額とする。ただし、前項第1号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法

、前項第1号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第2号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条の規定の例による。

3 (略)

施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第2号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条の規定の例による。

3 (略)